

令和5年9月7日 第8回農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年9月7日（木）

開会時刻：9時55分 閉会時刻：10時10分

2. 早島町役場 2階第一会議室

3. 出席委員

1番 増田 利之

2番 安原 輝夫

3番 佐藤 周二

4番 林 正

5番 栗坂 一郎

6番 眞鍋 和崇

7番 佐藤 一義

8番 日笠 太（職務代理）

9番 原 勝

推進委員 水畑 徳子

推進委員 齊藤 啓子

4. 欠席委員

10番 澤田 晃始（会長）

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第16号 農業経営改善計画認定申請に対する意見照会について

議案第17号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

7. 農業委員会事務局員

事務局長 安原 隆治

書記 上化田 圭一

書記 杉本 和也

書記 廣畑 卓也

事務局長（安原 隆治君）

本日、佐藤町長から新任にあたってのご挨拶を申し上げるべきところですが、別の公務によりご挨拶ができなくなりました。申し訳ございません。また改めてご挨拶のお時間をいただきたいと町長が申し上げておりましたので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ただいまから令和5年第8回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員9名、欠席委員1名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条により在任委員の過半数の方がご出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、以降の議事進行につきましては日笠職務代理によろしくお願いいたします。

議長（日笠 太君）

皆さんおはようございます。本日、澤田会長の都合が悪くなり、欠席となりましたので、私が代理を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（日笠 太君）

それでは、議事録署名委員は、1番の増田 利之委員、2番の安原 輝夫委員にお願いします。

【両委員了承】

議長（日笠 太君）

それでは、日程1の議案第16号 農業経営改善計画認定申請に対する意見照会についてを議題といたします。

なお、本案件について、5番 栗坂 一郎委員は利害関係人でありますので栗坂委員には一時退室を求めます。

【栗坂委員退室】

議長（日笠 太君君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書 2 ページをご覧ください。このたび認定農業者として再認定を希望する者から、備中県民局長に対し農業経営改善計画認定申請書が提出されました。令和 2 年度から複数の市町村で農業経営を営む者が認定農業者になろうとする場合は、県が認定することとなり、農業経営地の市町村に認定について意見を求めることとなっております。本案件につきましても早島町に対して県から当該申請者を認定農業者として認定するに相当かの意見を求められております。町が意見するにあたり、早島町農業経営改善計画・青年等就農計画審査委員会の構成メンバーである農業委員会に意見が求められましたものです。認定農業者の制度について簡単にご説明いたします。市町村の基本構想に基づく農業経営の目標に向け、農業者の創意工夫により経営の改善を進めようとする計画を県や市町村が認定し、この認定を受けた農業者に対して支援措置を講ずるものです。主な支援として、国庫による補助金を優先して受けられること、超低金利な融資を受けられることなどがございます。

それでは、3 ページをご覧ください。今回の農業経営改善計画認定申請は 1 件でございます。申請者は、都窪郡早島町前潟●●●番地●にお住まいの●●●●●●さんです。●●●さんは平成 30 年 10 月 15 日に認定農業者として認定されており、認定から 5 年を経過することから、再認定の申請となっております。

4 ページから 10 ページにかけての農業経営改善計画では、●●●さんは稲作の単一経営型としており、令和 10 年までの 5 年間の目標を明記されています。

早島町の基本構想における農業経営の目標は、年間労働時間を 1,800 時間程度、所得目標を概ね 400 万円となっております。この度の計画では、作付面積を現状の 1,101a から 1,490a へ増加させたいうえで、年間労働時間を現状の 2,000 時間を維持し、所得を 300 万円から 500 万円とすることを目標としたものとなっております。

本経営計画については、備南広域農業普及指導センターに相談し作成していることや、早島町の基準も満たしているということで、事務局案としては適当と意見することが相当であると考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

6 番（眞鍋 和崇君）

複数の自治体にまたがって農業をされている方が、認定農業者として認められるために今回の申請を出さなければいけないということなら、いま認定農業者となっている方も、順次申請を出さなければならぬのか。

事務局（杉本 和也君）

早島町内だけで農業をされている方は町の認定となりますが、複数の市町村にまたがって農業をされている方は令和2年度からは県の認定になるので、今回のような申請をする必要があります。

6番（眞鍋 和崇君）

現在の早島町の認定農業者は7人ですか。

事務局（廣畑 卓也君）

1名継続を希望されない方がいたので6名となっています。早島町だけで認定をしているのが●●さんを含めて3名、複数の市町村にまたがっている方が3名の計6名ですが、ここで●●さんが複数市町村の認定に移ると、県の認定を受ける方が4名と町だけの認定を受ける方が2名となります。

3番（佐藤 周二君）

この計画については個人的には異存はありません。ただ6頁の真ん中あたりに目標措置として集積大区画化された農地の確保というのがありますが、この辺が一番経営を維持安定させるための一番の項目ではないかと思えます。今まで農業委員会で、幾度となく土地機能整備、端的に言えば灌漑排水、あるいは付帯農道等の整備を進めていくということも必要な要望等がなされているわけですが、大規模な稲作をされる方であっても切実に思われていると思う。今後も町の農林行政の方へ是非とも願望を活かしていただくようお願いします。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第16号については適当であると決定したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第16号については適当であると意見することに決定されました。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第17号番号1については承認することとし、議案第18号番号1については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第17号番号1については承認することとし、議案第18号番号1については許可されました。

それではその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書13ページをご覧ください。次回の農業委員会は10月11日（水）10時からを予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付いたしますので、ご確認ください。

以上でその他の報告事項を終わります。

議長（日笠 太君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和5年第8回早島町農業委員会を閉会いたします。